2　高圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

					備考
高圧需要に係る事項	料金設定方法・契約期間等				
	料金設定方法（複数選択可）			□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	燃料費調整等			□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）		□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限有り） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等			□有り　□無し	
		契約１件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）		□～999円　□1,000～4,999円　□5,000円～9,999円 □10,000円～49,999円　□50,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間			□１年未満　□１年以上～５年未満　□５年以上～10年未満 □10年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約１件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	長期契約割引			□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）		□1%未満　□1%以上～3%未満　□3%以上～5%未満 □5%以上～10%未満　□10%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）		□１年未満　□１年以上～５年未満　□５年以上～10年未満 □10年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約１件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	電源構成又は発電所の立地地域を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電源構成等の内容（複数選択可）		□FIT電気　□FIT電気以外の再エネ電源・非化石電源 □発電所の立地地域　□その他（　　）	
	電気の環境価値を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電気の環境価値の根拠（複数選択可）		□FIT非化石証書 □非FIT非化石証書（再エネ指定） □非FIT非化石証書（再エネ指定なし）	

3　特別高圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

					備考
特別高圧需要に係る事項	料金設定方法・契約期間等				
	料金設定方法（複数選択可）			□二部料金制　□最低料金制　□完全従量料金制　□定額料金制 □その他（　　）	
	燃料費調整等			□有り　□無し	
		調整額の設定方法（複数選択可）		□燃料の貿易統計価格に連動（上限有り） □燃料の貿易統計価格に連動（上限無し） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限有り） □日本卸電力取引所の取引価格に連動（上限無し） □その他（　　）	
	契約事務手数料等			□有り　□無し	
		契約１件当たりの契約事務手数料等の金額（複数選択可）		□～999円　□1,000～4,999円　□5,000円～9,999円 □10,000円～49,999円　□50,000円～99,999円 □100,000円～　□その他（　　）	
	契約期間			□１年未満　□１年以上～５年未満　□５年以上～10年未満 □10年以上	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約１件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	長期契約割引			□有り　□無し	
		長期契約割引による割引率（複数選択可）		□1%未満　□1%以上～3%未満　□3%以上～5%未満 □5%以上～10%未満　□10%以上　□その他（　　）	
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間（複数選択可）		□１年未満　□１年以上～５年未満　□５年以上～10年未満 □10年以上　□その他（　　）	
		契約期間内に解約した場合の違約金等の設定		□有り　□無し	
		契約１件当たりの違約金等の金額（複数選択可）		□～9,999円　□10,000～99,999円　□100,000円～499,999円 □500,000～999,999円　□1,000,000円～1,999,999円 □2,000,000円～2,999,999円　□3,000,000円～ □その他（　　）	
	電源構成又は発電所の立地地域を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電源構成等の内容（複数選択可）		□FIT電気　□FIT電気以外の再エネ電源・非化石電源 □発電所の立地地域　□その他（　　）	
	電気の環境価値を小売供給の特性とする契約条項			□有り　□無し	
		小売供給の特性とする電気の環境価値の根拠（複数選択可）		□FIT非化石証書 □非FIT非化石証書（再エネ指定） □非FIT非化石証書（再エネ指定なし）	

備考　1　低圧需要に係る小売供給契約の契約口数が99以下の料金メニューについては、記載にあたって考慮することを要しない（契約口数が100以上の料金メニューのうち、定型的でないメニューについては、各小売電気事業者の契約件数上位３件以内の料金メニューに限って考慮すること。）。

2　低圧需要に係る小売供給契約の契約口数が100以上の料金メニュー並びに高圧需要及び特別高圧需要に係る料金メニューについては、小売料金メニュー（特定小売供給メニューを除く。）の内容に応じて各電圧別に記載すること。

3　契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料に含めること。

4　違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（違約金の支払、預かり金の没収等）は全て違約金等に含めること。

5　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。